



明るい選挙推進機関紙



白ばら

第53号

平成29年3月10日発行

小千谷市選挙管理委員会

小千谷西高等学校で出前授業を行いました



将来の有権者として政治・選挙の意義や重要性を理解してもらうため、小千谷西高等学校の2年生全クラスを対象に「明るい選挙出前授業」を行いました。

出前授業では、政治の役割や選挙制度について説明した後、実際の選挙で使われている投票記載台や投票箱を使って模擬投票を行いました。

模擬選挙は「西高市」の市長を選出するという想定で行われ、参加体験型啓発活動「Niigata選挙カレッジ」に所属する大学生3人が候補者役となりました。生徒たちは候補者の演説を聞き、それぞれの政策を比べながら1票を投じました。

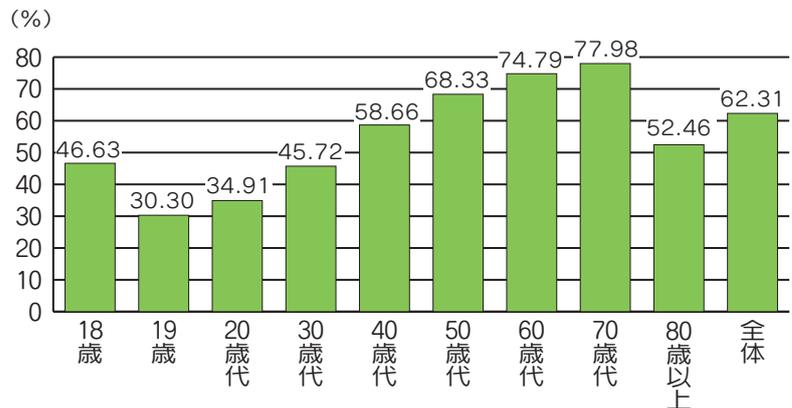
これまで選挙や政治に関心がなかった生徒も、模擬選挙を通じて興味を持つきっかけとなったようです。

新潟県知事選挙（平成28年10月16日）の投票率

昨年10月に行われた新潟県知事選挙の年代別投票率（右表）を見ると、若年層ほど投票率が低い傾向にあり、最も低い19歳の投票率（30.30%）は、最も高い70歳代の投票率（77.98%）の半分以下でした。

政治に参加することをやめてしまうと、一部の人の考えだけに基づいて政治が行われることにつながりかねません。よりよい社会をつくるため、自分の1票を投じることの重要性を、今一度考えてみませんか。

年代別投票率（第1、2、11、36投票所を抽出）



注意しましょう！選挙のルール

公正・公平な明るい選挙を確保するため、選挙には細かなルールが法律で決められています。中には選挙が行われていない時でも規制されているものもあり、日常生活の付き合いのつもりでも罰則の対象となることがありますので、注意しましょう。



選挙期間中のルール

戸別訪問の禁止

投票を依頼したり、他の候補者へ投票させないようにしたりする目的で選挙人の家を訪ねることは禁止されています。

演説会があることを戸別に知らせたり、特定の候補者や政党の名前を言い歩いたりすることも戸別訪問に該当するほか、候補者の名刺などを黙って置いてまわることも違反になります。

飲食物の提供の禁止

選挙運動において、料理や飲み物を提供することは禁止されています。

候補者から選挙人に提供することも、選挙人が陣中見舞いのような形で候補者に提供することも違反になります。

ただし、お茶やお茶請け程度のお菓子の場合は例外的に認められています。



インターネット選挙運動の規制

平成25年から、候補者はウェブサイト（ホームページ、ブログ、SNSなど）や電子メールを使用して選挙運動ができるようになりました。

一方、有権者はウェブサイトを使用した選挙運動は可能ですが、電子メールによる選挙運動は禁止されています。なお、これらを選挙運動に使う時には、氏名と連絡先情報（電子メールアドレス、ツイッターのユーザー名など）の記載が必要です。

そのほか、以下のような行為が禁止されています。

- ①年齢満18歳未満の者が選挙運動をすること
- ②ホームページや電子メールなどを印刷して配ること
- ③選挙運動期間外に選挙運動をすること
- ④誹謗中傷や虚偽の事項を公開すること



寄附の禁止

選挙が行われていない時でも、政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ったり、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めたりすることは禁止されています。

右枠内のことを行うと、処罰の対象となることがありますので、十分注意しましょう。

※政治家とは、公職の選挙の候補者、候補者になろうとする人、現に公職にある人のことをいいます。



- ▷ 時期や名義、金額に関わらず、政治家が寄附をすること（秘書が代理で出席する場合の結婚披露宴の祝儀・葬儀の香典や、地域のお祭りや集会への寄附や差入、お歳暮・お年賀、病気見舞、入学祝・卒業祝などを含む）
- ▷ 政治家が構成員となっている団体や会社が、政治家の氏名が類推されるような方法で寄附をすること
- ▷ 政治家に対して寄附を要求すること
- ▷ 後援団体（後援会）が花輪や供花、香典、祝儀などを出すこと
- ▷ 政治家が年賀状や暑中見舞状などのあいさつ状を出すこと（答礼のため自筆によるものを除く）
- ▷ 政治家や後援団体が、あいさつを目的として新聞や雑誌、テレビなどに有料広告を出すこと